

伊丹市工場立地法地域準則条例（平成２８年伊丹市条例
第７号）

（趣旨）

第１条 この条例は，工場立地法（昭和３４年法律第２４号。以下「法」という。）第４条の２第１項の規定に基づき，法第４条第１項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第２条 この条例において使用する用語の意義は，法において使用する用語の意義の例による。

（区域）

第３条 法第４条の２第１項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は，伊丹市内の区域のうち，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号の準工業地域及び工業地域（以下「対象区域」という。）とする。

（緑地の面積の敷地面積に対する割合）

第４条 対象区域に存する特定工場の緑地の面積の敷地面積に対する割合は，１００分の１５以上とする。ただし，工場立地法施行規則（昭和４９年大蔵省，厚生省，農林省，通商産業省，運輸省令第１号）第４条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び同規則第３条に規定する建築物屋上等緑化施設については，敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の１００分の５０の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（環境施設的面積の敷地面積に対する割合）

第５条 対象区域に存する特定工場の環境施設の面積の敷地面積に対する割合は，１００分の２０以上とする。

（敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にわたる場合の適用）

第６条 特定工場の敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にわたる場合において，当該敷地に占める対象区域の面積の割合（以下

「敷地割合」という。)が2分の1以上であるときは第4条及び第5条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、敷地割合が2分の1未満のときは第4条及び第5条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

(他条例との関係)

第7条 第3条から前条までの規定は、緑地に関する届出に係る兵庫県条例又は伊丹市の他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第8条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第4条及び第5条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式により行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

ア 当該既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合(以下「単一業種の場合」という。)

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のとき

きは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のとき

は $G \geq 0$ とする。

イ 当該既存工場等が法準則別表第 1 の上欄に掲げる 2 以上の業種に属する場合（以下「兼業の場合」という。）

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

$$\text{ただし, } \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0 \text{ の}$$

ときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし, $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

ア 単一業種の場合

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

$$\text{ただし, } \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0 \text{ のときは}$$

$E \geq 0.2S - E_1$ とし, $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

イ 兼業の場合

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

$$\text{ただし, } \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0 \text{ のとき}$$

は $E \geq 0.2S - E_1$ とし, $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

この項の式において, G , P , γ , G_0 , S , G_1 , E , E_0 , E_1 , n , P_j 及び γ_j は, それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第 1 の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G₀。当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E₀。当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種（法準則別表第1の上欄に掲げる業種をいう。以下同じ。）に属する生産施設的面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

付 則（平成29年3月27日条例第15号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。